地震（じしん）で家（いえ）がこわれた人（ひと）は「り災証明書（りさいしょうめいしょ）」を申（もう）し込（こ）むことができます（6がつ20にち～）

更新日：2018年6月20日

地震（じしん）で家（いえ）がこわれた人（ひと）が申（もう）し込（こ）むことができます。

「り災証明書（りさいしょうめいしょ）」を発行（はっこう）する前（まえ）に

にこわれた家（いえ）を市役所（しやくしょ）の人（ひと）が見（み）に行（い）きます。

くわしくは「おしらせ」を見（み）てください。

わからないことがあれば電話（でんわ）してください。

〇市役所（しやくしょ）

外国人向け市政案内・相談窓口（がいこくじん　むけ　しせいあんない・そうだんまどぐち）

電話（でんわ）：06-6858-2730

〇とよなか国際交流協会（とよなか こくさい こうりゅう きょうかい）

多言語での相談サービス（たげんご での そうだん さーびす）

電話（でんわ）：06－6843-4343 （金曜日（きんようび）　１１：００～１６：００）